

P T A 規約



落合第四小学校 P T A

落合第四小学校PTA規約

第1条. 【総則】

1. 本会は、落合第四小学校PTAといい、事務所を東京都新宿区下落合2丁目9番34号新宿区立落合第四小学校におく。
2. 本会は、会員が協力して、本校教育の振興と会員の教養と親睦を図ることによって、児童の健全な発達とその幸福を増進することを目的とする。
3. 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者及び教員とする。但し定数は家庭数及び教員数とする。
4. 本会の会員は、所定の会費を負担する。

第2条. 【方針】

1. 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動するものであって、営利目的、宗教目的、政治的団体及びその事業、いかなる関係をも持たない。
2. 児童の教育並びに福祉のために活動するほかの団体及び機関と協力する。
3. 学校の人事その他管理には、干渉しない。

第3条. 【事業】

1. 本会は、第1条2項の目的を達成するため次の事業を行う。
 - 1 学校と家庭及び地域社会の連絡を緊密にして、教育上適切な環境の整備をし、児童の福祉の増進を図る。
 - 2 児童の健全な教育を達成するために、会員相互の教養を向上させる。
 - 3 会員相互の親睦を図る。
 - 4 その他、本会の目的達成に必要なこと。
2. 前項の事業遂行のために、次の委員会を設け、会務を分掌する。

本部委員会	学校及び各委員会との連絡を図るとともに、全般の事業を掌理し、本会事業の推進を図る活動。また、教育施設の充実及び成人教育に関する活動。
広報委員会	会員、児童、教員、地域への広報に関する活動。
校外委員会	校外における児童の生活指導に関する活動。
学年代表委員会	学年、学級に関するPTAする活動、及び校庭開放事業の運営に関する活動。 また、学級に関する会務を処理する。
教員委員会	教員のPTAに関する活動。
特別委員会	上記以外で本会を運営する上で、必要な活動。

第4条. 【構成（役員及び委員）】

本会には、委員及び委員会をおく。

1. 学年委員(各クラスより選出された役員を指す)各学年5名を、下記の様に配置する。ただし、定員が不足した場合には、他学年から補充する場合もある。

本部委員会	
学年代表委員会	
広報委員会	
校外委員会	
会計監査委員	
特別委員会	会長の推薦で編成し、委員長1名を選出する。
2. 本会の委員及び各委員会の選出は、次の方法による。
 - 1 学年委員は、会員の互選により各学年より選出する。

- 2 会長は、運営委員会で推薦し、総会の承認を以って選出される。
 - 3 会計監査委員は、運営委員会で推薦し、総会の承認を以って選出される。又、会計監査委員は、本部委員及び他の委員を兼務できない。
3. 各役職のそれぞれの職務の任期は1年とする。ただし連続する3年を限度とする。
 4. 本部委員及び委員の任務は次のとおりにする。
 - 1 会長は、本会の代表とし、会務を統括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合その代理を務める。
 - 3 本部委員会の書記は、必要な会務を処理し、総会においての事業計画案の提案並びに事業の報告をする。
 - 4 本部委員会の会計は、会計処理を分掌する。また総会において本会予算の承認を受け決算の報告をする。
 - 5 各委員長は、各所管の会務を処理する。
 - 6 会計監査委員は、本会の会計処理について監査する。

第5条. 【総会】

総会については次のとおりにする。

1. 定期総会は年1回とし、年度初めに行う。
2. 定期総会において、会長並びに会計監査の承認、事業計画案、予算案並びに事業報告、決算報告の審議及び承認を行う。
3. その他、重要な事項の審議を行う。
4. 総会は全会員に対する情報を開示することを以って成立する。
5. 承認事項については、承認過半数の賛意を必要とする。
6. 臨時総会は、運営委員会又は第1条3項に基づく定数の過半数が認めたときに開く。

第6条. 【運営委員会】

1. 運営委員会は本部委員と各委員会正・副委員長または学年委員で構成する。
2. 運営委員会は、次のことを処理する。
 - 1 重要案の審議・検討及び承認。
 - 2 予算、決算の審議。
 - 3 各委員会で、立案された実施計画案の審議検討及び承認。
 - 4 その他本会の推進に関する事項。
3. 教員委員は、本部委員会の会議を除く各種会合に出席し、意見を述べることができる。

第7条. 【会費】

1. 本会の経理は、会費を以ってこれにあてる。
2. 会員の会費は、年額2,500円とする。

第8条. 【経理】

会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

第9条. 【改正】

この規約は、総会において、承認過半数の賛成が無ければ改正することが出来ない。また、改正案は少なくとも総会の10日前までに、会員に知らせておかなければならない。

第十条 【細則】

この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、平成 10 年 4 月 1 日より実施する。

平成 10 年 4 月 1 日	一部改正
平成 13 年 4 月 1 日	一部改正
平成 16 年 4 月 1 日	一部改正
平成 18 年 4 月 1 日	一部改正
平成 19 年 4 月 1 日	一部改正
平成 24 年 5 月 2 日	一部改正
平成 25 年 5 月 1 日	一部改正
平成 30 年 2 月 6 日	一部改正
平成 31 年 2 月 13 日	一部改正
令和 3 年 11 月 1 日	一部改正
令和 5 年 12 月 30 日	一部改正



— 令和5年度改訂 —

(令和5年12月30日改)

*****大切に保管してください*****

落合第四小学校 PTA 規約細則

第1条 【各委員会への配置】

各学年から選出された学年委員は、次の役職に配置する。

本部委員	副会長 / 書記 / 会計
学年代表委員会	委員長 / 副委員長 / 会計 / 書記 / 委員
広報委員会	委員長 / 副委員長 / 会計 / 書記 / 委員
校外委員会	委員長 / 副委員長 / 会計 / 書記 / 委員

第2条 【本部委員就任、補充、相談役】

1. 会長に欠員が生じた時は、運営委員会に諮り副会長 1 名が昇格し、会長以外の本部委員に欠員が生じた時も、運営委員会に諮りこれを補充する。ただし、任期は前任者の残任期とする。
2. この会に相談役、副会長の増員が必要な場合は、会長の指名でおくものとする。

第3条 【各種委員会】

1. 各委員会は、年度始めの臨時運営委員会において成立とし、方針・年間計画を審議し、必要に応じて随時会合を開催すること。
2. 各委員会は、PTAの規約の定めるところに従って、それぞれの企画を立て、運営委員会の承認を得て、実施すること。
3. 各委員会における講師の招へい等重要な事項については、特に事前に運営委員会の承認を得ること。
4. 各委員会から運営委員会に提案するときは、議案を前もって本部委員会に提出すること。
5. 学年代表委員は、主として次の任務を担当する。
 - 1 各学年で実施しようとするがらについて、事前に運営委員会に連絡すること。
 - 2 校庭開放の運営、管理に関すること。
6. 広報委員会は、主として次の任務を担当する。
 - 1 会員の相互の連絡・親睦・報道に関すること。
 - 2 必要に応じてその地域社会並びに、関係機関及び諸団体に対し情報の伝達・意見の交換に努める。
 - 3 PTA 広報誌「おとめ山」の編集・発行。
7. 校外委員会は、主として次の任務を担当する。
 - 1 児童の校外での社会活動並びに児童相互の自主的集団活動の善導に関すること。
 - 2 子どもの育成並びに地域関係団体との連携及び PTA 活動の推進に関すること。
 - 3 児童の防犯並びに交通安全の啓発に努める。
8. 教員委員会は、主として、次の任務を担当する。
 - 1 学校・学年・学級経営における家庭連絡の望ましいあり方の研究と調査。
 - 2 家庭学習の進め方についての研究。
 - 3 小学校における PTA 活動の調査（視察・参観）。
 - 4 教員会員としての教養を高め親睦を深める活動。
 - 5 PTA 活動についての理解を深める連絡等の会議活動。
9. 各種委員会は、記録簿を作り、出席者・協議内容を記入すること。

第4条 【経理】

1. 現金は、指定する金融機関に預け入れて保管する。但し必要がある場合は運営資金として一定の金額を引き出し、各委員会の責任を持って保管することができる。
2. 経理は、PTA 活動の運営に要する経費、予備費に分けて編成処理される。

3. 毎会計年度の歳入・歳出の受払いについては、会計年度の末日締めとする。歳出の支払い期限日時において債主の支払い請求がなくとも、その支払い金額が判明するものは、未払い金として処理する。
4. 支払は、所定の用紙を用い、記入証印の上、債主の提出する領収書を添付するものとする。但し領収書を得られないときは、本部委員会会計の証明によりこれに代えることができる。この場合、納入物件数・量・金額に相当する表示を記載するか、あるいは納品書・支払請求書を照合の上相違ないことを認めた上でなければ、支払うことはできない。
5. 会費を収納するときは、関係証拠書類と照合、受領捺印の上、関係書類に所定の記入をする。会費は、指定の金融機関へ直接会員が振り込むことも可能とする。
6. 各委員会の会計は会計年度毎に次の帳簿諸表を調整しなければならない。出納簿・予算差引簿・入金簿・その他必要な補助簿。
7. 貯金通帳、印鑑、キャッシュカードは各委員会の会計が厳重に保管し、取り扱う際には細心の注意を払うこと。
8. 決算に際しては、次の各号に従わなければならない。
 - 1 科目は予算説明と同一区分による。
 - 2 必要ある場合は、運営委員会に諮り予算書の各項目内の金額に限り流用ができる。
 - 3 必要ある場合は、運営委員会に諮り予算の更正をすることができる。
 - 4 予備費は補充した科目ごとに金額を記載すること。
9. 収支の重要な関係書類は、3年間保管しなければならない。
10. 必要に応じて各種祭事の為の積立ができるものとする。

第5条 【会費】

PTA会費は、以下のように集金する。なお、集金後の返金は行わないものとする。

年度初めから7月に児童が在籍	2, 500円
8月～12月に転入在籍	1, 800円
翌年1月～3月に転入在籍	集金無し

教員からの集金は行わない。

第6条 【慶弔】

1. 落合第四小学校の児童並びに会員に対する慶弔見舞いなどを送る為の基準として定める。
2. 児童並びに会員に対する慶弔見舞いは、次の通りとする。
 - 1 児童及び会員の弔事 10, 000円
 - 2 災害・交通事故等により被害を受けた場合及び慶事に関する場合は、運営委員会に諮り検討する。
 - 3 判断が難しい事情がある場合は、運営委員会の議決により執行するものとする。ただし、緊急の場合は会長に一任する。

第7条 【改正】

この細則は、運営委員会において構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。なお、改正案は運営委員会の少なくとも1週間前に各構成員に知らせておかなければならない。

附 則

令和3年11月1日

一部改正

令和5年4月17日

一部改正

新宿区立落合第四小学校 PTA プライバシーポリシー (個人情報の基本取り扱い方針) について

新宿区立落合第四小学校 PTA (以下「当 PTA」とする) では、個人情報の取り扱いに関して以下のとおり定め、プライバシーポリシーとして会員から収集した個人情報の適切な管理、保護を行います。個人情報を扱う会員は、以下の事項を遵守し、適切な取り扱いの徹底をお願い致します。

【個人情報の基本的な取り扱い】

1. 個人情報の取得
運営管理や活動上、必要な範囲を具体的に限定し個人情報を取得します。
2. 個人情報の利用目的
会員よりご提供いただいた個人情報は、告知、連絡など PTA 活動を行う目的で当 PTA の役員ならびに各委員が利用します。
3. 第三者への提供および共有
ご提供いただいた個人情報は、教育活動に必要な範囲で落合第四小学校と共有する以外、第三者に提示、提供いたしません。
4. お問い合わせ先
落合第四小学校 PTA